

議 事 日 程 (3)

令和2年3月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第3号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第4号 芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第5号 芦屋町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第6号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第7号 芦屋町一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第8号 芦屋町公共施設等整備基金条例の制定について
- 第7 議案第9号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第10号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第11号 芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第12号 芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第13号 芦屋町ブランド金賞選定審査会設置条例の制定について
- 第12 議案第14号 芦屋町国民宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第15号 芦屋町環境美化条例の制定について
- 第14 議案第16号 芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第17号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第18号 芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第19号 芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第20号 芦屋町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第19 議案第21号 芦屋町モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第22号 芦屋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第23号 町道の路線廃止について
- 第22 議案第24号 町道の路線認定について
- 第23 議案第25号 令和元年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）
- 第24 議案第26号 令和元年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第27号 令和元年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第26 議案第28号 令和元年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第29号 令和元年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第30号 令和元年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第31号 令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）
- 第30 議案第32号 令和元年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第31 議案第33号 令和2年度芦屋町一般会計予算
- 第32 議案第34号 令和2年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第33 議案第35号 令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第34 議案第36号 令和2年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第35 議案第37号 令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第36 議案第38号 令和2年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第37 議案第39号 令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第38 議案第40号 令和2年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第39 議案第41号 緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（3棟）（その2）請負契約の締結について
- 第40 発議第1号 地域医療を守り必要な公立病院等の維持・存続を求める意見書について
- 第41 発委第1号 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第42 発委第2号 町長の専決事項の指定についての一部改正について
- 追加日程第1 議案第42号 令和元年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）

---

【 出席議員 】 （12名）

1 番 内海 猛年      2 番 中西 智昭      3 番 長島 毅      4 番 萩原 洋子  
5 番 信国 浩      6 番 本田 浩      7 番 松岡 泉      8 番 妹川 征男  
9 番 辻本 一夫      10 番 小田 武人      11 番 川上 誠一      12 番 横尾 武志

---

【 欠 席 議 員 】      (なし)

---

【 欠 員 】      (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明      書記 横田 和雄      書記 中山 理恵

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柁賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	福田雅代	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

---

【 傍 聴 者 数 】      4名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第 1、議案第 3 号から、日程第 40、発議第 1 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

報告第 3 号、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 3 号、満場一致により、原案可決。

議案第 4 号、満場一致により、原案可決。

議案第 5 号、満場一致により、原案可決。

議案第 6 号、満場一致により、原案可決。

議案第 7 号、満場一致により、原案可決。

議案第 8 号、満場一致により、原案可決。

議案第 9 号、満場一致により、原案可決。

議案第 19 号、満場一致により、原案可決。

議案第 21 号、満場一致により、原案可決。

議案第 22 号、満場一致により、原案可決。

議案第 23 号、満場一致により、原案可決。

議案第 24 号、満場一致により、原案可決。

議案第 25 号、賛成多数により、原案可決。

議案第 26 号、賛成多数により、原案可決。

以上、報告を終わります。まだありました。

議案第31号、満場一致により、原案可決。

議案第32号、満場一致により、原案可決。

議案第33号、賛成多数により、原案可決。

議案第34号、賛成多数により、原案可決。

議案第39号、賛成多数により、原案可決。

議案第40号、満場一致により、原案可決。

以上で報告を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

**○民生文教常任委員長 松岡 泉君**

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果報告について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第10号、満場一致、原案可決。

議案第11号、満場一致、原案可決。

議案第12号、満場一致、原案可決。

議案第13号、満場一致、原案可決。

議案第14号、満場一致、原案可決。

議案第15号、満場一致、原案可決。

議案第16号、満場一致、原案可決。

議案第17号、満場一致、原案可決。

議案第18号、満場一致、原案可決。

議案第20号、満場一致、原案可決。

議案第25号、満場一致、原案可決。

議案第27号、満場一致、原案可決。

議案第28号、満場一致、原案可決。

議案第29号、満場一致、原案可決。

議案第30号、満場一致、原案可決。

議案第33号、賛成多数、原案可決。

議案第35号、賛成多数、原案可決。

議案第36号、賛成多数、原案可決。

議案第37号、満場一致、原案可決。

議案第38号、満場一致、原案可決。

議案第41号、満場一致、原案可決。

発議第1号、満場一致、修正案により可決。

以上であります。報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....  
令和2年3月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。  
.....

令和2年3月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 松岡 泉

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、

会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公共交通に関する件」、「住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

令和2年3月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

令和2年3月16日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第3号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第3号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第4号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。



ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第4号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第5号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第6号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛

成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第7号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第8号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第9号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第9号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第10号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第10号は、原案を可決することに決定いたしました。  
次に、日程第9、議案第11号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第11号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第11号は、原案を可決することに決定いたしました。  
次に、日程第10、議案第12号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第12号は、原案を可決することに決定いたしました。  
次に、日程第11、議案第13号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第13号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第13号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第14号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第14号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第14号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第15号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第15号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第15号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第16号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第14、議案第16号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第16号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第17号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第15、議案第17号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第17号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第18号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第18号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第18号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第19号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第17、議案第19号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第19号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第20号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第18、議案第20号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第20号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第21号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第19、議案第21号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第21号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第22号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第20、議案第22号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第22号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第23号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第21、議案第23号について、委員長報告のとおり原案を可決すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第23号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第24号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第22、議案第24号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第24号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第25号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

議案第25号、令和元年度芦屋町一般会計補正予算に反対の立場から討論いたします。

芦屋港活性化推進費の中に、県が負担すべき内容のものを町が支出したことは、公金の不当な支出であると考えます。つまり、福岡県が事業主体であるボートパーク設置の変更提案に伴い、プレジャーボート係留施設専門部会が現在3回開催されているようですが、その開催費用は当然、県が負担すべきものです。それを町が進めるレジャー港化と抱き合わせにして町が負担したことは、不当な公金支出と言わざるを得ません。よって、この議案に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第23、議案第25号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第25号は、原案を可決することに決定いたしました。  
次に、日程第24、議案第26号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。  
ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第24、議案第26号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第26号は、原案を可決することに決定いたしました。  
次に、日程第25、議案第27号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。  
ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第25、議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第27号は、原案を可決することに決定いたしました。  
次に、日程第26、議案第28号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。  
ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第26、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第28号は、原案を可決することに決定いたしました。  
次に、日程第27、議案第29号の討論を許します。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第27、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第29号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第28、議案第30号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第28、議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第30号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第31号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第29、議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第31号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第30、議案第32号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第30、議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

**○議長 横尾 武志君**

満場一致であります。よって、議案第32号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第31、議案第33号の討論を許します。妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

議案第33号、令和2年度芦屋町一般会計予算に反対の視点で討論いたします。

何点か絞って説明いたします。まず、芦屋港活性化推進費3,122万6,000円は、今後の芦屋港レジャー港化に向けて計上されていますが、その中の約3,000万円は業務委託料です。その業務内容は、①海浜公園を含めた一体的空間の管理運営について。次に、既存港湾施設上屋のリノベーション。3点目に、全天候型集客施設等広場など町が担う事業分野を推進するものです。

芦屋港のレジャー港化を進めるに当たっては、現在さまざまな課題があります。それは、1点目、芦屋港の主たる物流機能は、町が県に要求しているにもかかわらず、物流機能を廃止する約束がとれていません。2点目、そのため、町民の願いである砂業者による砂利トラックの運行をとめることができていません。3点目、広大化した芦屋海岸に堆積する大量の砂の撤去はどうか。4点目、その砂浜から強風にあおられて飛び出す大量の砂はどうするのか。今なお続く漂砂による湾内の流入、そして未浚渫。6点目、飛砂防止として植樹した松は砂で覆われ、生き埋め状態のところが増加しています。

上記の問題点を未解決のままに、県が事業主体のポートパーク及び町が事業主体のレジャー港化を進めることは、危険極まりない事業です。芦屋港の建設や防砂堤建設によって、自然豊かな芦屋海岸は自然が破壊され、見るも哀れな姿になっているではありませんか。町や芦屋港活性化推進委員会は県に対し改善を申し入れるだけで、具体的な解決方策を見出せていません。これらの問題と具体的解決を先送りにした形でレジャー港化を進めることは、町民の願いを無視したものであると考えます。芦屋中央病院跡地検討委員会は解散したとの報告を受けました。解散理由は、病院跡地に隣接する芦屋港レジャー港化の進捗により、病院跡地活用の可能性が向上することから、検討を一旦中断するというものです。芦屋港レジャー港化は、芦屋町の芦屋の海をテーマにして事業化するものであり、ベースとなるところの海が荒廃した状況でレジャー港化を進めることは危険であり、失敗に終わる可能性が高いのではないのでしょうか。したがって、県が進め

るボートパークの進捗状況を見据え、四、五年後の完成を待ち、何ら問題がないことを確認した  
暁に、検討することのほうが賢明であると考えます。よって、今年度予算を計上したことは、時  
期尚早であると考えます。

次に、個人番号交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備補助金、約1,200  
0万円が計上されています。国策であるマイナンバーカード普及率を高めるために、国はあらゆる  
施策を打ち出しています。先日の国会答弁で、麻生財務大臣兼副総理は「カードは持っている  
が使ったことはない。」と答弁しました。個人情報漏えいや詐欺の危険性を持つ国民は多く、カー  
ドの必要性を感じる国民は少ないのです。したがって、今なお普及率は16%程度であり、同じ  
ように町内では15.5%と聞いています。国からの指導があるにもかかわらず、国家公務員は  
26%、役場の職員は30%未満と言われています。国は普及率を高めるため、今国会で4,0  
00億円を予算化した模様です。これまで3,000億円と言われていましたが、約7,000  
億円以上になるのではないのでしょうか。芦屋町は国策に従い、マイナンバー関連の業務を果たさ  
なければならず、今日まで進められてきましたが、業者に委託した金額は数千万円になるのでは  
ないのでしょうか。そのうち芦屋町が負担する金額は50%を超えていると思われま。このよう  
に税金を浪費する国策には反対せざるを得ません。

次に、遠賀保護司会補助金3万8,000円は、大変少ないではありませんか。町民の半強制的  
な募金に頼るのではなく、町が必要と思われる適正な金額を計上すべきです。芦屋町民から集  
めた金額は25万から30万円と言っていますが、本当にその必要性があるなら三十数万円あ  
げればいじやありませんか。何で町民に強制的に、半強制的にやるのでしょうか。

最後になりますが、今議会で私は、公園の整備やチビッコ広場の遊具類などについて一般質問  
を行いました。芦屋町環境基本計画に示されている内容は、「城山公園整備について、適切な維持  
管理を行うことで来園者の安全性を高めるとともに、公園の利用促進を図ります。」、具体的にこ  
ういう施策をやっているのでしょうか。「魚見公園と周辺整備について、自然あふれる魚見公園散策  
道路や展望所の整備を行い、周辺既存施設への回遊性を高めることで、来園者の利用促進を図り  
ます。」とされています。これらを達成するための予算を計上されていません。これらを執行する  
には多額の経費が必要だと思えます。また、公園やチビッコ広場の遊具についても同様です。今  
年度、緊急なるものは補正予算化し、また、新年度予算に計上できるよう取り組んでいただきた  
いものです。少子高齢化する町として、芦屋町に住んでよかったと思える町政を行っていく上で、  
教育・福祉・環境・観光の視点に立ったものを重点的に置いて、予算化していただきたかったと  
思います。

以上をもって、この議案には反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。辻本議員

**○議員 9番 辻本 一夫君**

9番、辻本です。第33号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和2年度の予算総額は82億9,200万円であります。それに対しての、歳出の中で特筆すべきこととして、1点目、「安全で安心して暮らせるまちづくり」の一環としての取り組み、いわゆる近年の大規模災害、地震・台風・水害等への対応力向上を目指し、危機管理強化のための防災専門官を設置して、防災訓練等のさまざまな計画・実行等、町長にアドバイスをする役割を担う担当官を配置するものであること。それと、防災意識の啓発や避難指示等、いざというとき町民に正確な情報を伝達できる戸別受信機を全家庭に配置する地域防災行政情報システムの導入については、自治区活動においても活用できるものであり、2年間という短期間で合計約4億3,000万円をかけて構築する計画につきましては、災害対応策として大いに評価するものであります。

2点目は、芦屋港のレジャー港化に関する本年度予算3,000万円についてです。これは、福岡県が動き出した芦屋港の港湾計画の改定とボートパーク事業計画にあわせる形で、芦屋町の基本計画を踏まえ、地方推進交付金を活用して海浜公園も含めた管理運営と上屋の活用及び砂像の展示可能な全天候型施設と広場の活用を検討するものであります。この管理運営と上屋の活用については、実現に向けてどのような組織をつくって、どのような運営方法をするのがベターなのか、全天候型の施設については、砂像展も含めてどのような年間の利用方法がよいのか等を検討するものであると思っています。もちろん、県との協議課題として、飛砂対策や浚渫等いろいろさまざまありますけれども、何はともあれ、交流人口をふやすため、また、民間事業者等に参加してもらえるような仕組みづくりを検討するための委託費は、非常に大事であります。10年近くを要するレジャー港化計画への実現に向けた第一歩であるとは私は考えるものであります。

そのほか、教育・福祉部門、産業振興等のさまざまな課題に対する政策も計画はされている点については、大事なことだと思います。私は、芦屋町の財政運営の特徴ともいえる過疎債、先般から話があつておりますが、継続されるか否かはわかりませんが、この過疎債の利用、それと防衛省補助金等の活用が有効に行われている点と、一番大きいものとしてボートレース事業会計からの7億円の繰り入れができてきていること、これは、このことによって町民のさまざまな要望に応えられているということでもあります。財政支出への貢献度は、私は大いに評価するものであり、関係者のさらなる努力に期待するものであります。

以上のことから令和2年度予算案を支持し、賛成討論とします。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにも。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。議案第33号、令和2年度一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年度は第5次芦屋町総合振興計画の最終年度であり、芦屋町の将来像である「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現を踏まえ、事業内容や予算に対し、委員会での審議などさまざまな検証を行ってまいりました。

ここで、評価できる点について申し上げたいと思います。1点目は、「安全で安心して暮らせるまち」の実現に向けて、犯罪抑止など防犯環境の整備のための防犯カメラの設置や、非常災害時における情報伝達手段の構築のための地域情報伝達システムの整備などに係る関連予算。

2点目は、「いきいきと暮らせる笑顔のまち」の実現に向けて、運転に不安を感じている高齢ドライバーの方に対し、自主的に運転免許を返納しやすい環境をつくることで、高齢者の事故防止を図ることができる高齢者運転免許証返納者支援事業及び60歳以上の人や障害者とその介添え者の利便性を確保するための巡回バス3路線化などに係る関連予算。

3点目は「活力ある産業を育むまち」の実現に向けて、農産物・水産物などにおける地産地消の拡大や、ブランド化による経営の安定化及び観光振興を推進するためのブランド認定委員に係る予算及び農業用水門整備工事・汐入川改修工事・柏原漁港機能保全工事など、農業・漁業の振興に係る関連予算。

4点目は、「環境にやさしく、快適なまち」の実現に向けて、町民の重要な足となる交通手段を確保するため、タウンバスや北九州市営バスによる町内一律100円運賃の実施に係る関連予算。

また、教育関係におきましても、児童・生徒の学力向上の取り組みとしてICT教育の充実に係る関連予算を計上されるなど、一定の評価ができます。

この予算を執行する上で、最小の経費で最大の効果を発揮されますよう、行政運営を図っていただくことを期待いたしまして賛成といたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第31、議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第33号は、原案を可決することに決定いたしました。  
次に、日程第32、議案第34号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。  
ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第32、議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第34号は、原案を可決することに決定いたしました。  
次に、日程第33、議案第35号の討論を許します。川上議員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議員 11番 川上 誠一君

11番、川上です。議案第35号、令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

安倍政権が、ペナルティーも導入して市町村に一般会計繰り入れを解消せよと迫る中、福岡県は3年間の激変緩和の財政措置の約束をほごにして、2年で打ち切りました。この影響により、各市町村の今後の保険料は大幅に引き上げられることが考えられます。全国知事会も国保料の抜本的軽減が必要だとして、国庫負担引き上げなど国に要望しています。加入者の所得は低いのに保険料が一番高いという矛盾こそ国保の構造問題であるとの立場を鮮明にし、国保料を中小企業の労働者が加入する協会けんぽの保険料水準まで引き下げることが国に提案しています。具体的には公費1兆円を投入し、均等割、平等割を廃止するというものです。そうすれば現在の国保料の半額となり、協会けんぽ並みの保険料となります。高すぎる国保料を引き下げ、住民と医療制度を守ることが強く求められています。

次に、国保の広域化の問題です。安倍政権が2018年度4月から、国保の都道府県化をスタートさせました。この最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れている自治体独自の国保料軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。差し押さえなどの徴収対策の強化、病院統合や病床削減による医療費の削減なども推進するとしています。都道府県と市町村のこうした取り組みを政府が採点し、成績のよい自治体に予算を重点配分する仕組み、

保険者努力支援制度も導入されました。こうした政府のやり方を一緒になって推進するのか、住民を守る防波堤となるのか、町の役割が問われます。国保の運営主体である市町村と都道府県が、住民の立場で国保料の値下げ、抑制の努力を続けるかどうかとも問われています。

住民の生活破壊を食いとめ、国保危機の加速をとめるために、自治体独自の負担軽減の取り組みを維持・拡充することを求めて反対討論いたします。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第33、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

**○議長 横尾 武志君**

賛成多数であります。よって、議案第35号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第34、議案第36号の討論を許します。川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

11番、川上です。議案第36号、後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を他の世代から切り離し特別に扱う医療制度です。高齢者には保険料負担が大きすぎるとの厳しい批判の声が上がっています。これに対し厚労省も、均等割などを9割軽減するなど特例を設けてきましたが、令和元年には低所得者の所得割は、本則どおり軽減をなくしました。福岡県広域連合の平成30年度の被保険者の所得は75万円で、全国平均の84万円より9万円低く、保険料は7万7,768円で全国6位という状況で、悲鳴が上がるのも当然のことです。芦屋町では平成30年度の被保険者数は2,263人、保険料は7万789円で、マクロ経済スライドにより年金が減らされていく中で、年金から天引きされる保険料負担が暮らしを圧迫しているのも明らかです。年金天引き対象以外の低所得者の保険料滞納も深刻です。広域連合全体では滞納者が約9,000人、そのうち3,000人以上の方が短期保険証に切りかえられており、財産の差し押さえが300件を超えています。対象の被保険者は、低所得の75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者なので、心痛む状況になっています。広域連合の運営安定化基金は227億円が積み立ててあります。これを活用して保険料の軽減と低所得者の減免を行うべきです。

後期高齢者医療制度ができる前に運用されていた老人保健制度の仕組みであれば、75歳を過ぎて国保や健保等から切り離されず、際限のない保険料がアップする仕組みもなくすことができていました。後期高齢者医療制度は廃止し、もとの老人保健制度の仕組みに改めることを求めて、反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第34、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第36号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第35、議案第37号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第35、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第37号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第36、議案第38号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第36、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。



[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第38号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第37、議案第39号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。競艇場に勤めておられる職員の皆様はですね、昼夜いろいろと活躍されて、売上高が非常に増加していることについては大変敬意を示しております。

それで、この令和2年度、芦屋町モーターボート競走事業会計予算について反対の視点から討論に参加します。本年度予算に施設改良費として約20億円が計上されています。その中の多くは夢リア・プラザ改修工事であり、2020年、2021年度にかけてさまざまな施設の整備、改修、音響・照明の更新を行うもので、完成時は見違えるような夢リア・プラザになると思われまます。しかし、この改修工事請負費の中に、西プラザの広い空間を利用し、遊具を配置することになっています。この屋内に遊具を配置する目的は、来場者が減ってきている本場の空きスペースを利用して来場促進を図るためというふうに説明を受けています。ボートレース振興会が推進している来場者促進事業に対応できる施設整備を行い、子供から大人までが多様なスペースで遊べる施設づくりを目指しているようですが、家族ぐるみでも来れる、逆に子供が親を連れてくるという現象も考えられます。ボートレース場を、地域に開かれたボートレース場を目指していると思われまます。モーターボート競走事業はギャンブル事業と長きにわたって言われていますが、その競艇場施設の中に子供用の遊具を設置し、親子ともども一緒に遊ばせるモーヴィ施設は全天候型設備であることから、子連れの保護者が多いかもしれません。

私は子供の教育、情操教育の視点から意見を述べたいと思います。

子供というものは、子供自身が潜在的に持つ豊かな感情・感覚・直感・記憶・想像力を家庭教育や学校教育によって顕在的に高められ、そして人として成長していくものです。子どもの権利条約には、「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境のもとで幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきである」と示しています。また、必要な教育を受けながら、健やかに成長していく、「育つ権利」と定められています。「生きる権利」と同様に子供には「育つ権利」があり、結果として大人になったときに、社会で認められる人間へと育つことにつながるのです。あらゆる可能性を持つ子供たちは、健全なる教育を受ける権利を有する者です。この意味を考えると、ギャンブル事業と言われている競艇場内に遊具を設置し親子ともども遊ばせる行為は、健全なる教育を受ける環境にあるのか。私は、子供の権利を阻害するものであり、子供の教育上ふさわしくないと考えまます。ましてや後々、その親子ともどもボート場に来て遊ん

だ子供たちが、社会人になってお客として競艇場に来訪することを期待するというのであれば、まことに不純な考えではなかろうかと思えます。このような施設、私はそれよりも、そんなことよりも、野外で遊べる公園があります。また、チビッコ広場に遊具等を設置するなど公園の整備を図るべきであり、芦屋町はまだまだ自然豊かな町です。明るい未来に向かって進んでいける教育環境づくりこそ、大人の責任ではないでしょうか。広い空間の利用方法は、農協や漁協や商工会、ボランティアの方々と連携を図りながら、朝市とかりサイクル店とか、たくさんあると思います。そういうことを町民に訴えて、教育委員会やPTAや、あそこにね、どういう利用方法があるだろうかということ問いかけがあったらと思うんです。私は非常に残念でたまりません。そういう意味で、この議案には反対せざるを得ません。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございますか。本田議員。

**○議員 6番 本田 浩君**

6番、本田です。この議案について、賛成の立場で討論させていただきます。

このモーヴィ、大変すばらしい施設でありまして、これを待ち望んでいる保護者の方がたくさんいらっしゃるだろうというふうに思っております。私は議員になってまだ1年目でございますが、モーヴィの施設2箇所ほど見学を、視察をさせていただきました。その中で、浜名湖で12月の昨年中旬にオープンしたモーヴィが、年明けの1月1日、わずか2週間程度で入場者1万人を超えたということもお聞きいたしました。休日にはたくさんの保護者の方々が子供さんを連れて、時間を待って入れかえをするほどの人気ぶりを呈しているということでございます。妹川議員のおっしゃる情操教育を決して否定するものではありませんけれども、今、外の公園で遊びますと有害な害虫がいたりということで、なかなか子供たちが家の中に閉じこもり、ゲームに興じているような現状の中で、大きな空間の中で体を使って伸び伸びと、いろいろな方々と交流を図りながら、体力の増進にもつながるようなモーヴィ。ましてや、芦屋町の競艇場であれば高さがあるということで、今まで日本で導入されたモーヴィの中ではないような、すばらしい施設ができるのではなかろうかと思っておりますので、賛成の立場ということでお話をさせていただきます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第37、議案第39号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第39号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第38、議案第40号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第38、議案第40号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第40号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第39、議案第41号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第39、議案第41号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第41号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第40、発議第1号については、委員会からの修正案について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第40、発議第1号について、委員長報告のとおり原案を修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第1号は、原案を修正の上、可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第41、発委第1号及び日程第42、発委第2号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

お諮りします。日程第41、発委第1号及び日程第42、発委第2号については、議会運営委員長より提出されたものであります。この際、提出者の趣旨説明、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論を行った後、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、討論を行います。

日程第41、発委第1号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第41、発委第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第42、発委第2号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第42、発委第2号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第2号は、原案を可決することに決定いたしました。

ここで、追加議事日程、一般会計補正予算（第6号）の議案を配付します。

〔議案書の配付〕

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。追加日程第1、議案第42号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長 波多野茂丸君**

皆様、おはようございます。連日の御審議、大変お疲れさまでございます。

さて、御承知のとおり、新型コロナウイルスによる感染被害の拡大はとどまるところを知らず、世界中で猛威を振るい続けております。お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りしますとともに、今後起こり得る感染症予防に伴う対策費として、本日、緊急の予算措置を追加提案させていただきますものであります。

それでは、補正予算議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第42号の令和元年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）ですが、歳入歳出それぞれ3,500万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、保育対策総合支援事業費補助金を新たに計上したほか、子ども・子育て支援交付金及び財政調整基金繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、今後、新型コロナウイルス感染症対策として支出が見込まれます需用費、賃金、備品購入費、負担金、補助及び交付金を新たに計上しております。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

追加日程第1、議案42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。追加日程第1、議案第42号については、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時12分 休憩

.....

午前 11 時 40 分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。追加日程第 1、議案第 4 2 号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

報告第 5 号、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

議案第 4 2 号、満場一致により、原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

議案第 4 2 号、満場一致、原案可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。  
次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。  
以上で質疑を終わります。  
ただいまから、討論及び採決を行います。  
追加日程第1、議案第42号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。  
ただいまから、採決を行います。  
お諮りします。追加日程第1、議案第42号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第42号は、原案を可決することに決定いたしました。  
以上で討論及び採決を終わります。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。  
これをもって本日の会議を閉じ、あわせて令和2年第1回芦屋町議会定例会を閉会いたします。  
長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午前11時43分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員